

西蒲民商ニュース

2025年2月24日

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

巻税務署と交渉

確定申告書に收受印を、

申告納税制度を守れ！

2月12日、西蒲民商・渡辺副会長と石田事務局長は巻税務署総務課長と交渉しました。

【申し入れ事項】

- 税務署は「確定申告書に收受印はなし」としていますが收受印を押しして下さい。
- 今年の集団申告は、西蒲民商代表が確定申告書を提出するので受け取って下さい。
- マイナンバー未記載でも確定申告書を受け取って下さい。
- 国会決議で「収支内訳書の提出は過大な負担とならないようにする」としています。提出の強要をしないでください。

【巻税務署の回答】

- 西蒲民商の確定申告書は受け取ります。
- 收受印がなくとも有効なことを金融機関などに徹底しています。希望者には日付の入ったリーフレットを渡します。
- マイナンバーは未記載でも有効であり、確定申告書はうけとります。



【今年の確定申告の注意点】

- 自主計算ノート青色に数字を入れて所得（利益）をきめましょう。
- 事業主本人、収入103万円以下の配偶者や扶養者（16歳未満も含む）は定額減税（3万円）の対象になります。
- 確定申告書44番に記入しましょう。
- 昨年、消費税インボイス登録をした人は令和6年の売上全てに消費税がかかります。
- 昨年のインボイス登録者は令和6年8月分まで「2割特例」（荒利益2割）の消費税申告が出来ます。

（令和6年消費税計算例）
売上 800 万円 × 2 割特
例 × 10% = 16 万円

3・13重税反対行動

○3月13日（木曜）午前9時

○巻公民館3階小ホール集合



*確定申告の相談は、電話予約をお願いします。民商会費は3月分まで、「」持参ください

